

| | | | |
|----------------|----|----|----|
| 務 | 00 | 01 | 5年 |
| (令和13年3月末まで保存) | | | |
| (令和13年3月末まで有効) | | | |

警 務 第 3 1 1 9 号
令 和 8 年 3 月 5 日

本 部 内 各 所 属 長 殿

警 務 部 長

本部一般当直及び港町分庁舎当直の運用等について

本部一般当直及び港町分庁舎における当直については、青森県警察当直勤務規程（昭和34年2月青森県警察本部訓令甲第1号。以下「当直規程」という。）及び「本部一般当直及び港町分庁舎当直員の指定等について」（令和6年3月1日付け警務第397号。以下「旧通達」という。）により運用してきたところであるが、「新たな体制による本部一般当直及び港町分庁舎当直の試行運用について」（令和7年10月28日付け警務第267号。以下「試行通達」という。）に基づく試行運用期間を経て、下記のとおり、令和8年4月1日から本格運用を開始することとしたので、所属職員に周知の上、勤務等に誤りのないようになりたい。

なお、同日をもって旧通達及び試行通達を廃止する。

記

1 当直員の指定

本部一般当直及び港町分庁舎の当直員は、当直規程第5条第2項及び第8条の規定に基づき、警務部警務課長が指定する。

なお、休日及び週休日については、宿直勤務、日直勤務別に指定するものとする。

2 当直責任者及び副当直責任者の指定

当直規程第5条第3項に規定する当直責任者には警部又は警部補の階級にある者、副当直責任者には警部補以下の階級にある者を指定する。

なお、休日及び週休日については、宿直勤務、日直勤務ごとに当直責任者及び副当直責任者を指定するものとする。

3 当直の免除申請

(1) 所属長は、当直規程第8条第1項第3号の規定に該当し、当直員の指定から除く必要があると認める職員については、別紙1「宿日直免除等申請票」（以下「申請票」という。）を当該職員から提出させ、承認の上、警務部警務課長（以下「警務課長」という。）に当該申請票の写しを提出すること。

(2) 当直規程第8条第3項に規定する「従事する事務の性質」及び「家庭の事情

等」を理由とした当直の免除申請については、警務課長が当該職員が当直勤務に服することを不相当と判断した場合に免除とする規定であるため、妥当性に疑義が生じる場合や軽減措置で対応することが妥当な場合には、再検討を依頼する場合があることに留意すること。

- (3) 所属長は、(1)の手続を経て提出した申請票の内容に変更が生じ、その変更内容を承認したときは、当該変更に係る申請票の写しを警務課長に提出すること。
- (4) 申請票の原本は、所属において保存すること。

4 当直員の代理

所属長は、当直規程第8条第2項の規定により当直員の代理人を定めたときは、別紙2「当直変更連絡書」により警務課長に連絡すること。ただし、当直の指定を受けた職員が、宿直勤務又は日直勤務のいずれかの勤務が可能であるときは、宿直勤務又は日直勤務ごとに代理人を指定することができる。

5 その他

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年7月青森県条例第16号）第8条の4第1項の規定に基づく育児又は介護を理由とした深夜勤務制限の請求及び「子の養育のため勤務時間に制約のある職員の当直勤務等要領及び組織的支援について」（令和7年3月13日付け警務第397号）に基づく子の養育を理由とした当直勤務免除については、本通達で定める申請票の提出は要しないこととする。

6 運用開始日

令和8年4月1日（水）

担当 警務課企画係